



2026 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 オリコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 直也
(コード番号: 4800 東証スタンダード市場)
問合せ先 企業広報部長 山口 幸作
T E L 03-3405-5252 (代表)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の
承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 7 日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催、並びに資本金及び資本準備金の額の減少のお知らせ」(以下「2026 年 8 月 7 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から 2026 年 9 月 27 日まで整理銘柄に指定された後、2026 年 9 月 28 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、下記において使用されている用語は、別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、2026 年 8 月 7 日付当社プレスリリースにおいて定義された意味を有するものとします。

記

1. 第 1 号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2026 年 8 月 7 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、2,333,576 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

13,014,070 株 (注)

(注) 当社は、2026 年 8 月 7 日の取締役会において、2026 年 9 月 29 日付で当社自己株式 2,109,125 株 (2026 年 6 月 30 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。) を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

13,014,075 株 (注)

(注) 当社は、2026 年 8 月 7 日の取締役会において、2026 年 9 月 29 日付で当社自己株式 2,109,125 株 (2026 年 6 月 30 日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。) を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

5 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、公開買付者及び本残存株主以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定であります。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2026年9月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買取人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日前日である2026年9月29日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,370円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
メディア株式会社

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れ及び公開買付者親会社による公開買付者への出資により賄うことを予定しているところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、三井住友銀行からの借入れに関する2026年5月28日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当である

と判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026 年 10 月上旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、2026 年 10 月下旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2026 年 12 月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2026 年 8 月 7 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 9 月 30 日に効力が生じるものといたします。

（1）本臨時株主総会において株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 20 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

（2）第 1 号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び本残存株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

(1) 本臨時株主総会開催日	2026年9月7日（月）
(2) 整理銘柄指定日	2026年9月7日（月）
(3) 当社株式の最終売買日	2026年9月25日（金）（予定）
(4) 当社株式の上場廃止日	2026年9月28日（月）（予定）
(5) 本株式併合の効力発生日	2026年9月30日（水）（予定）

以上